

# 訴訟大騒動の真相

## 領19町村」の水争い～ せた平田平太郎の大願

関川村の歴史に、後世の評価が曖昧なままにされてきた大きな事件、江戸時代の「田麦堀割訴訟」がある。この女川支流藤沢川の水争いは、30を超えてきた。水原村・村上藩を巻き込み、果ては幕府勅定奉行所まで出訴され、一大訴訟事件に発展する。関川村在住の郷土史研究者、渡辺伸栄氏が、これまで解明されていないこの事件の真相に迫る。



渡辺伸栄氏

筆者プロフィール  
元職・村上小学校校長、村上市教育長、新潟大学特任教授  
現在・新潟医療看護専門学校校長  
非常勤講師 関川村歴史文化財調査委員、関川村広報誌に「古文書でタイムスリップ」江戶時代わか村の暮らし」連載中



田麦堀割訴訟関係町村地図

### 一 古文書からの声

郷土の歴史に、未解明の大きな事件がある。  
江戸時代、文化三年(一八〇六年)に起きた「田麦堀割訴訟」。原告十二村、被告十九町村。江戸の勅定奉行所まで出訴された一大訴訟事件。  
原告の中心人物は平田平太郎。小見村(関川村小見)の庄屋といえ、公的には苗字も名乗れない百姓身分。その真の相手は、被告の町村を裏で操る村上藩。藩主は、譜代大名で幕府の高級官僚。巨大

### 二 真つ向対立の原告・被告

平太郎は訴えた。  
藤沢川の上流は我々の用水林だ。その水で幕領の田を耕作している。ところが、田麦堀割の場所を新規に幅三間も拡張され、無法に川の水すべて門前川へ引取られた。村上町が茶畑を田にするために、やったことだ。増やした水は、

### 田麦堀割とは

江戸時代初期、村上城主となった堀丹後守は、村上城築城に際し、御堀用水の水源門前川の水量確保のため、門前川の支流後沢と女川の支流藤沢川が、低い尾根を挟んで最も接近する箇

### 三 尻すばみの「済口證文」

九月に幕府へ出訴。地元で示談すべしと差戻し。十一月に関係者総出の現地見分。その後、仲裁人から原告七分、被告三分の分水案提示。原告は承諾、ところが、被告は拒否して、破談。十二月に再出訴。翌年二月、評定所御白州に原告二名、被告六名が出廷。勅定奉行による取調べ。続いて担当役人による取調べ。原告を全員呼出すことになり、四月、追加呼出しの原告を呼出す。和解することになって、合

### 四 三市村歴史書の曖昧な見解

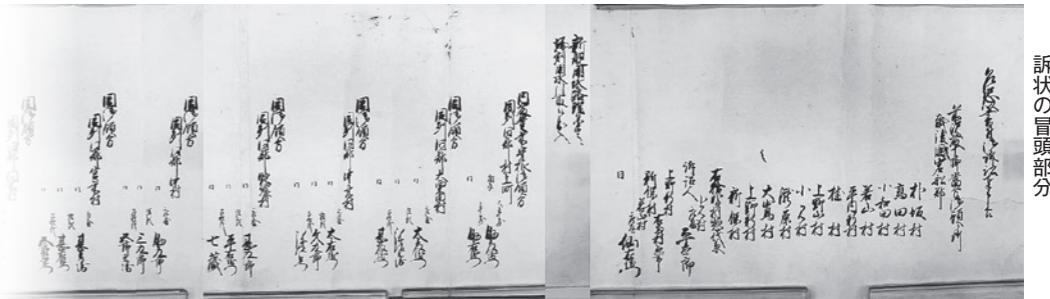
これほどの大事件であるだけに史料は豊富。関係三市村の正式歴史書もこの事件を取上げ、見解を述べている。  
「神林村誌(昭和58)」は結果から見て無意味な訴訟と断じ、平太郎の意図は不可解だと疑問を呈している。豊富な史料を提示し経緯を詳しく

### 五 新規堀割はあった

被告は、新規堀割は「無い」と言い張り通した。それは事実なのか、虚偽なのか。  
「村上町年行事日記」という貴重な同時代史料がある。村上町役場の業務日報。現在も、関係者がゴツゴツと翻刻出版を続けている。これを詳細に調べた。真実を見つけた。享和三年(一八〇三年)六月、藩の役人から山居前の茶畑を水田にするための新用水路と大栗田堀割拡張の計画が知らされた。八月、新用水路工事開始。翌文化元年(三月)大栗田へ堰番派遣。七月、大栗田

### 六 真の相手は村上藩

被告側の仲裁人、岩船町年寄と惣左衛門の「覚書」が神林村誌に載っている。これによって、バックに村上藩がいて被告たちを操っていることがよく分かる。新規堀割の否



訴状の冒頭部分

定奉行まで出座させたとなれば、平太郎は無事で済むはずもない。  
それが、和解合意して平穏に帰村とは、これはおかしい。裏に何かある。そう考えるのが普通である。

「村上市史(平成11)」は多額の費用を費やして騒いで損した結果であったと、あっさり切り捨て。江戸滞在日記で、裁判の様子を細かく紹介することに力点を置き、真相究明の意図はない。  
通史の性質上やむを得ない面もあるが、いずれも論考は不十分。二百年余、真相は闇のまま。これでは平太郎も浮かばれない。

るためだった。平太郎の訴えは、真実だった。  
現地見分では、関係者一同、真実を承知していたのだ。だから、七三分の分水案を出した。平太郎はそれで手を打つつもりだった。それなのに、なぜ、被告は示談を拒否して、破談にしたのか。

定も破談も、村上藩の意志だった。破談でいよいよ裁判となったら、諸費用は御上様から下されるから、御奉公と心得て各々精出すようにと藩の役人は、被告町村にこ

夏季特大号 特集

(1806年)

# 文化三年 田麦堀割

## ～「幕府領12村」対「村上藩黒幕村上藩」に大泡を吹か



田麦堀割の現地2022.4.3撮影 手前が藤沢川で、締切堤防の向こうが後沢



光禿山山頂から望む村上方面

まで言っている。最終的に藩費からの出費は五十数面にもなった。そもそも初めから、真の相手は村上藩だと平太郎にも分かってた。しかし、他領の百姓が大名を訴えたところで大概、黙殺されて終り。百姓同士の水争いの形にして、幕府へ訴える。関係する村々の数が多いほど騒ぎは大きくなる。幕府に真実が伝わる。村上藩も動かざるを得なくなつた。平太郎の計略に、村上藩はまんまと引かされた。

### 七 強制和解へ

事件はいよいよ江戸へ。評定所であった何があったのか。それを解き明かす史料もまた存在する。村上市史「掲載の山辺里村庄屋源蔵の江戸滞在日記。源蔵は、出廷した被告の一人。常に藩の担当役人と打合せ、ほとんど操り人形のみならず、藩の役人が密かに評定所役人へ働きかけている様子まで書いている。四ヶ月の滞在中、藩の方針は右往左往。被告は呑気に江戸戸見物。正直な記録である。御白州での取調べの記録がまた面白い。取調べは、被告がタミーだと承知しているからほとんど詰問はなく、平太郎の弱みは、原告の村々が藤沢川から離れていることにある。この点は訴訟の初めから最後まで指摘されていた。それなのになぜこのような訴訟にまで持っていったのか。その謎を解くカギがやはり庄屋源蔵の日記にあった。

### 八 説得と取引

最終場面では、平太郎を一人にして取調べが「御利害を説いた」という。和解強要の様子がありあり。御利害の内容は書いてないが、村上藩にとつての得失であることは間違いない。推測だが、おそらくこんな説得だったのではないだろうか。幕府領の川水の無法取り扱いは、外様大名なら厳罰ものだ。しかし、村上藩は譜代大名で、藩主は將軍御近の高級官階。御城用水は軍事用で藩の独占物。初めからそう言えはいいものを、「無い」と言ってしまうと、引込みがつかなくなつたのだ。こぼれど藩主の顔を立ねばならぬ。それに、平太郎にも落度がある。藤沢川の水は原告村々には関係ない水。それを言いつつ、うゝ為に用水林だなど噂をついた。それには目をこらさず、関係のない村々まで巻き込んで大騒動にした罪も、不問にしよう。

### 九 訴訟の真の理由

二月二十一日の項。御白州で勘定奉行松平兵庫頭の前で、勘定奉行「用水に関係ない村が訴えているのは、意を得ない。平太郎用水を引き取らなくては、高所の水が不足して、先祖より所持の野地が田に開発できなくなる。奉行何分見分していないので分かりかねる」と聞き流したようだと記録している。その日、退廷して藩屋敷でこの場面を報告した際の藩役人の言葉。平太郎が言ったのは上野のこと。そこは元文二年から天明六年まで七度も開発の願人があったが、新田にならなかつた所だ。平太郎は、明確に訴訟の理由を述べていたのだ。

### 十 平太郎の大願

平太郎が述べたのは、女川左岸段丘の上野の開発のことだ。「関川村史」の「女川左岸の開発」の項に、延宝から貞享年間(一六八〇年前後)小見組大庄屋平田氏を中心に上野新田を開発したとある。平太郎の先祖は早くから上野の開発に着手し、その拡張を企図していたのだ。段丘上の大規模開発には、女川上流から水を引く必要があり、これは相当の難工事。部分的に成功したのは幕末の安政年間になってから。その後、先祖は会津の開発領主。米沢藩の縁を捨てて小見に定住帰農して以来二百年、営々と荒川右岸・女川左岸の荒地を開墾し続けてきた平田家の意地。みすみす村上藩の無法を見逃してなるものか。それゆえの大訴訟だったのだ。

### 十一 勘定奉行と平太郎

二人の対面場面が面白い。最初、奉行は「平太郎その方の願いの儀、どういたしたと」なと尋ねたという。親しうな砕けた言い方を、源蔵も意外に思ったのだろう。そのまま記録している。推測だがこの二人、初対面ではない。平太郎は、地域の年貢米を江戸の御蔵に完納させる責任庄屋の一人。彼らは、年交代で江戸に長期滞在していた。滞在中は各所へ挨拶に回る。勘定奉行は納税の相手方。当然、挨拶に伺っているはず。

### 詳細は講演会で

紙幅の都合で、細かい論証抜きに断定調で述べてきました。実際の経緯はもう少し複雑で入り組んでいますし、細部にはおもしろい事実もたくさんあります。また、疑義もたくさんあるかと思えます。本紙と同タイトルでの講演会が計画されていますので、詳細はそちらで紹介いたします。ご批評をお願いいたします。

関川村教育委員会主催「歴史講演会」  
十月二十日(木) 午後七時から  
会場・関川村村民会館